未来につなぐ

エンディング

わたしの相続ノート

これからの人生をより明るく前向きに過ごすために

登記

遺言

後見

鳥取地方法務局

はじめに

相続した不動産について、相続登記がされていないケースが数多く存在していることが、東日本大震災からの復興に関連して報道され、所有者不明土地問題が社会的な関心を集めました。不動産の相続登記が放置されると、所有者の把握が困難となり、結果、所有者不明の空き家が増加する大きな要因になるばかりでなく、老朽化により家屋が倒壊したり、その地域に必要な公共事業の支障になるなど多くの社会問題につながります。

そこで、全国の法務局では、これらの問題の発生を未然に防ぐために、相続登記を促進する様々な取組を行っています。

この「未来につなぐ わたしの相続（エンディング）ノート」は、相続登記を促進する取組の一つとして、法務局が取り扱う相続・遺言・後見を中心に、必要な情報を分かりやすくご理解いただけるよう、鳥取地方法務局が作成しました。

ご自身の終活のため、これからの人生をより明るく前向きに過ごしていただくため、皆さまのお役に立てれば幸いです。

令和３年１０月

鳥取地方法務局

～　未来につなぐ相続登記　～

相続登記はお済みですか？

土地や建物を相続した後、相続登記をしない限り、登記上の名義人は、亡くなられた方のままです。相続登記をしないまま、時間が経つと様々な問題が起きる可能性があり、残された家族も大変です。

何らかの事情で相続登記が未了の場合には、ご自身や大切なご家族、次世代の方々のために、未来につながる相続登記をしましょう！

〔表紙写真〕左上：因幡・但馬の麒麟獅子舞、左下：鳥取砂丘（ラクダ）、右上：二十世紀梨、右下：大山

※ご記入後は、個人情報となりますので、むやみに人の目に触れることのないよう適切に保管願います。

目次

第１部　未来につなぐ わたしの相続（エンディング）ノートを作成してみよう

第１　わたし自身のこと　……1
第２　もしもの時の連絡先　……2
第３　あなたの財産について　……4

第２部　いざという時のために「知って安心」

第１　相続～相続登記はしないといけないの？～　……10
第２　法定相続情報証明　～相続手続が簡単に！！～　……12
第３　遺言　～相続？争続？トラブル防止のために～　……14
　　法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！　16
第４　知れば安心　成年後見制度！　……17
第５　財産を家族や親族に信託するには？　……20
第６　世の中、高齢化で何が変わるの？
　　配偶者居住権ってどんな制度？　……20
　　居住用不動産贈与等の優遇措置ってどんな制度？　……21
第７　どこに相談したらいいの？　相談先一覧　……22

エンディングノートとは、自分自身に何かあったときに備えて、ご家族が様々な判断や手続を進める際に必要な情報を残すためのノートです。また、生活の備忘録として、そして、これまでの人生を振り返り、これからの人生を考えるきっかけ作りにするものです。

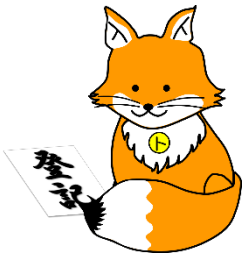

不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

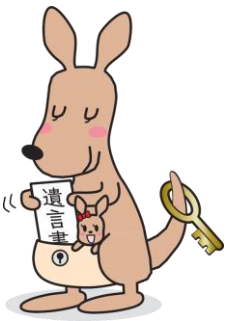

遺言書ほかんガルー

第１部　未来につなぐわたしの相続（エンディング）ノートを作成してみましょう

第１　わたし自身のこと

フリ　ガナ

名　　前：

生年月日：明・大・昭・平・西暦　　年　　月　　日

住　　所：〒　　－

本　　籍：

電話番号　自宅：

携帯：

メールアドレス：パソコン：

携帯：

その他：

第２　もしもの時の連絡先

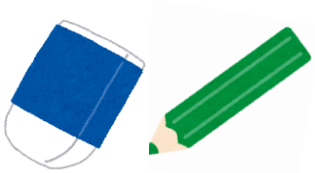

（1）名 前 ：＿＿＿＿＿＿＿＿　関 係 ：＿＿＿＿＿＿

〒　　－

連絡先：☎＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（2）名 前 ：＿＿＿＿＿＿＿＿　関 係 ：＿＿＿＿＿＿

〒　　－

連絡先：

☎＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（3）名 前 ：＿＿＿＿＿＿＿＿　関 係 ：＿＿＿＿＿＿

〒　　－

連絡先：

☎＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（4）名 前 ：＿＿＿＿＿＿＿＿　関 係 ：＿＿＿＿＿＿

〒　　－

連絡先：

☎＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（5）名 前 ：＿＿＿＿＿＿＿＿　関 係 ：＿＿＿＿＿＿

〒　　－

連絡先：

☎＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家系図

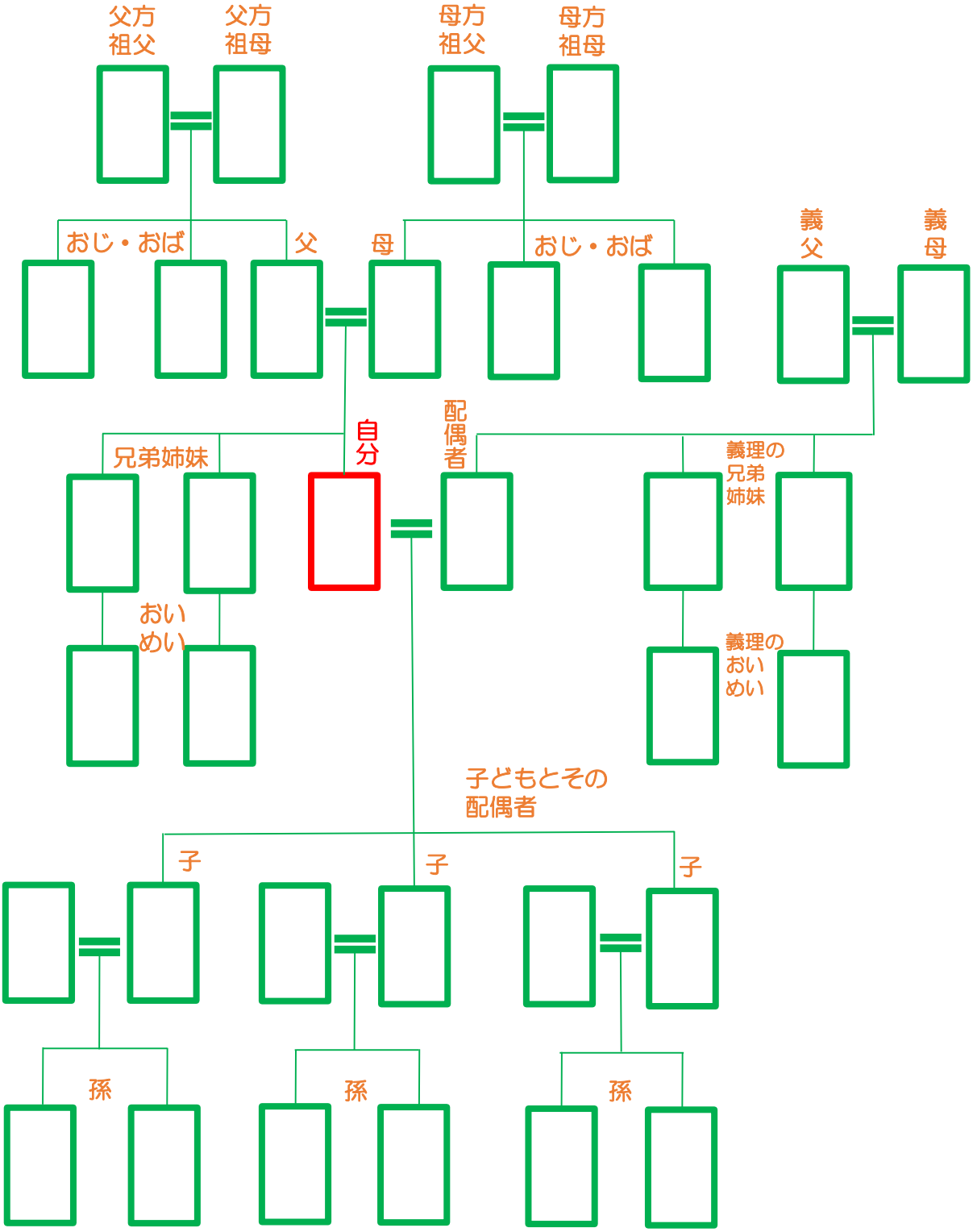
父方祖父
父方祖母
母方祖父
母方祖母
おじ・おば
父
母
おじ・おば
義父
義母
兄弟姉妹
自分
配偶者
義理の兄弟姉妹
おい
めい
義理のおい
めい
子どもとその配偶者
子
子
子
孫
孫
孫

第3　あなたの財産について

どのような財産を所有しているか調べてみましょう

あなたがどのような財産を所有しているかを調べて、書き出してみましょう（5ページ）。

不動産（土地・建物）については、法務局が発行する登記事項証明書（登記簿謄本）や市区町村から通知される固定資産税の納税通知書を確認し、複数人で所有（共有）している場合は、自分の持分（所有割合）や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、契約書の有無、登記の有無等についても確認しましょう（６ページ）。

資料の確認（一例）

目的	必要な書類	請求先・問合せ先
土地・建物の名義人を知りたい	・登記事項証明書 ・公図、地積測量図、建物図面 ・登記識別情報通知書 （登記済証）	お近くの法務局
地番・家屋番号を知りたい		
面積を知りたい		
自分が所有している土地建物を全て知りたい	固定資産税の納税通知書	市区町村の固定資産税担当課
	固定資産課税台帳、名寄帳	市区町村の固定資産税担当課

所有している不動産（土地・建物）を記載しましょう！

	所在地	地番・家屋番号	共有名義人及び持分	どのように管理しているか	どう処理したいか
1					
2					
3					
4					
5					
6					

その他（メモ）

貸している不動産はありますか？

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書の有無
	借主の氏名	借主の住所	連絡先	
1				
2				
3				
4				

借りている不動産はありますか？

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書の有無
	貸主の氏名	貸主の住所	連絡先	
1				
2				
3				
4				

他に資産はありますか？

預貯金	金融機関名	支店	口座番号	備考
借入金ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険等	保険会社	種類・内容	受取人	備考
その他の資産	名称 (自動車・有価証券・株式　等)	内容	保管場所	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など		備考

ご自身の相続をスムーズに進めるために

相続手続をスムーズに進めるために必要なことをまとめました。

ご不明な点等がありましたら、お近くの法務局までご連絡ください。

現状又は予定	必要なこと
・相続登記がされていない ・建物が登記されていない ・相続財産が未分割であることが分かった	相続登記（相続登記の詳細は10ページへ）
・家族などに相続させる（贈与する）	遺言書を作成（遺言書の詳細は１５ページへ）
・自分の死亡後の住まいのことは遺産分割などにより家族の相談に任せるが、事務手続や当面の管理者を指定しておく	信託契約や死後事務委任契約の締結
・相続させた後、相続人が不動産を売却する予定	登記簿の確認、隣地境界の確認

※相続登記について詳しく知りたい方は10ページへ

遺言書の作成について・・・

遺言書の作成の有無について記載しておきましょう。

①遺言書を作成していますか

□作成している　□作成していない

②作成している場合、どこに保管していますか

□自宅　□公証役場　□法務局　□その他（　　）

※遺言書について詳しく知りたい方は１５ページへ

その他、伝えておきたいこと

所有している不動産（土地・建物）について、相続人等に伝えておきたいことがあれば記載しておきましょう。

□近所の人と申合せ事項がある（隣地境界等）
（　　）
□建替えについて制約がある
（　　）
□専用道路の権利関係が複雑
（　　）
□その他
（　　）

その他（メモ）

第２部　いざという時のために「知って安心」

第１　相続　～相続登記はしないといけないの？～

相続登記は必要です！！

土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「相続による所有権の移転の登記」を法務局に申請することになります。

申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、相続登記の手続がますます難しくなってしまいます。

（注）「民法等の一部を改正する法律」が令和３年４月２８日に公布されました。公布後３年以内の政令で定める日から、相続登記の申請をすることが義務化されます。
詳細は、法務省ホームページにおいて、随時追加される予定です。

所有者不明土地　法務省　検索

相続登記をしないと・・・

〇相続登記の手続が困難になります

- 相続人がどんどん増えて、話合いがうまく進まない。
- 書類収集の手間が増え、費用が高くなる。
- 相続人の中に面識がない人が現れ、協議に時間が掛かる。
- 相続人の中に認知症になるなど判断能力が低下してしまう人がいると、家庭裁判所に成年後見人の選任申立てが、また、所在不明の人がいると、不在者財産管理人の選任申立てが必要になるケースが生じる。

時間が経つほど、相続人が増えて手続が難しくなってしまいます。

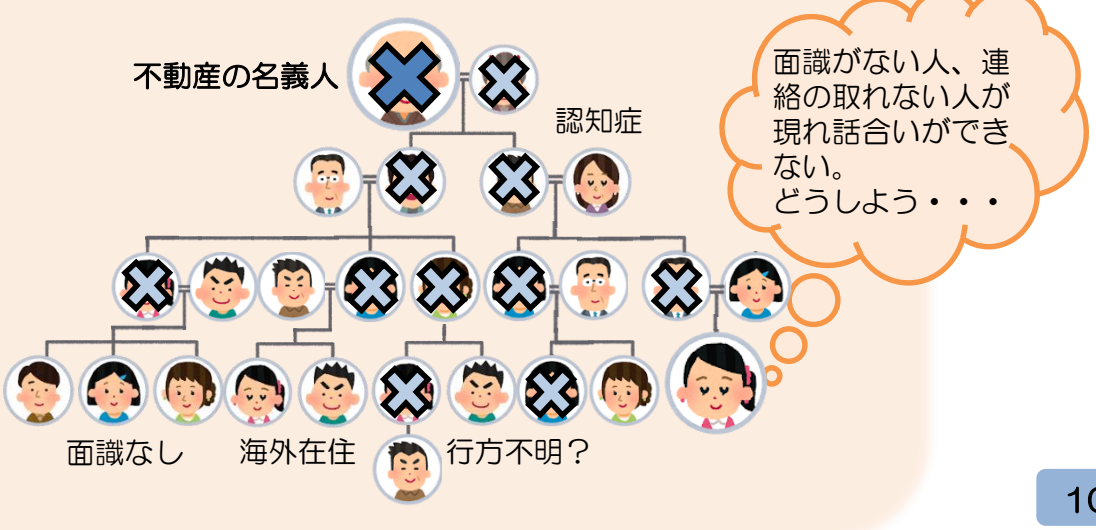

○くらしやまちづくりに影響があります

- 相続した不動産をすぐに売却できない、不動産を担保に借入れができない。
- 適切な管理がされない空き家が増加する。
- まちづくりのための公共事業が進まないなどの所有者不明土地問題の要因となる。

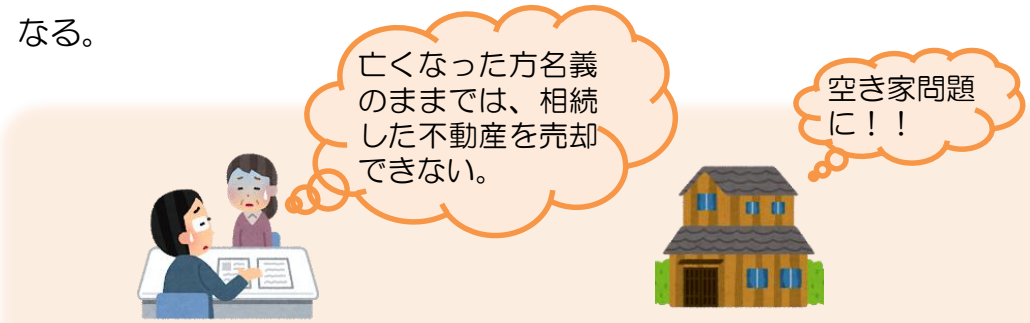

相続登記をしないと起きること

相続登記に必要な書類は？

		必要書類	取得先
被相続人（亡くなった方）の		出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出すれば，戸除籍謄本は不要（12～13ページ参照）	被相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の除票	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本 （戸籍記録事項証明書）	各相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の写し （本籍地の記載のあるもの）	各相続人の住所地の市区町村役場
遺産分割した場合（相続人全員で話合いをする場合）		相続人の印鑑登録証明書	各相続人の住所地の市区町村役場
		遺産分割協議書	―
遺言書がある場合	公正証書遺言書	公正証書遺言書の正本又は謄本	公証役場
	自筆証書遺言書	（自宅で保管する場合） 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の検認証明書	家庭裁判所
		（法務局に預ける場合） 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を利用した場合（16ページ参照）	法務局

必要書類の詳細は法務局HPのQRコードから

相続登記　法務局　検索

第２　法定相続情報証明　～相続手続が簡単に！！～

法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧図にして証明する制度です。

制度の利用で相続手続が簡単に！！

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができるため、各種相続手続をするに当たって、従来のように、戸除籍謄本等の束を繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続することが可能です。

制度の利用範囲について

- 預貯金の払戻し
- 相続税の申告
- 相続登記
- 各種名義変更
- 遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求　など

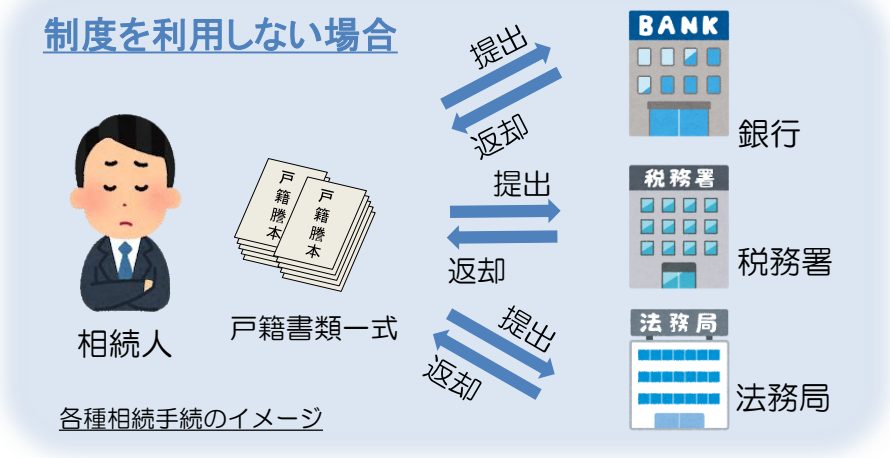

各種相続手続のイメージ

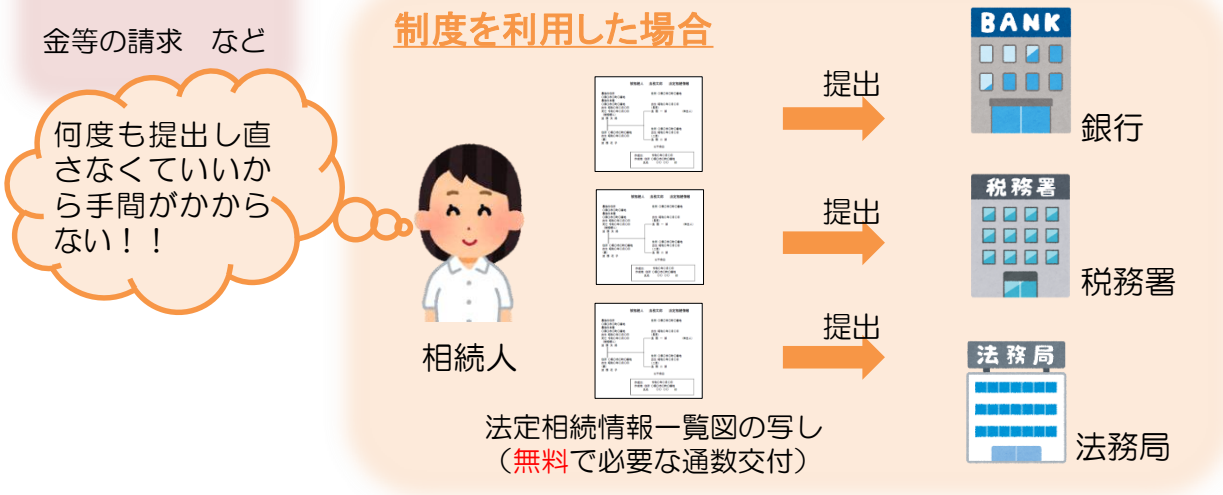

法定相続情報一覧図の写し
（無料で必要な通数交付）

無料で利用できます！！

相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して、申出します。

登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを**無料**で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（**５年間**）は、再交付を受けることができます。

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本（戸籍記録事項証明書）	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	―
	法定相続情報一覧図（右図）	―

※別途必要書類がある場合があります。

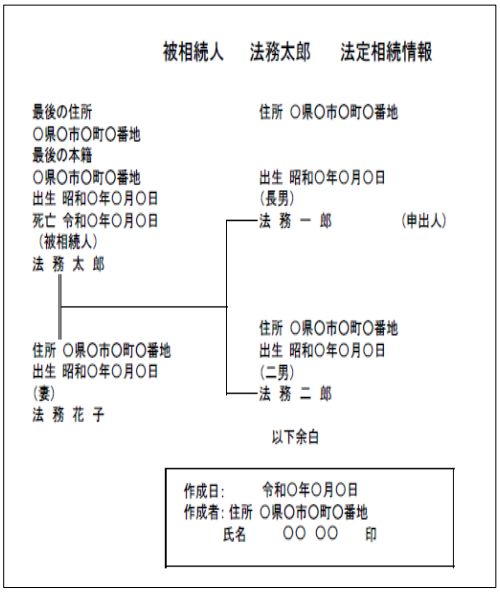
被相続人　法務太郎　法定相続情報

最後の住所
○県○市○町○番地
最後の本籍
○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
死亡 令和○年○月○日
（被相続人）
法 務 太 郎

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
（妻）
法 務 花 子

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
（長男）
法 務 一 郎　（申出人）

住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
（二男）
法 務 二 郎

以下余白

作成日：　令和○年○月○日
作成者：住所 ○県○市○町○番地
氏名　○○ ○○　印

法定相続情報一覧図（記載例）

コラム

「長期相続登記等未了土地解消作業」ってなに？

法務局では、公共事業の実施主体から要望のあった土地で、所有者が死亡後、長期間にわたり相続登記がされていない土地について、亡くなった方の法定相続人を探索した上で、その法定相続人の方（任意の１名）に長期間相続登記がされていないことをお知らせする取組を行っています。

第３　遺言　～相続？争続？トラブル防止のために～

いったい誰が相続人？　～相続人と法定相続分～

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第１順位 **子供**がいる場合	配偶者 １／２	子供 １／２ ※人数で分割
第２順位 子供がいなく、 **親**がいる場合	配偶者 ２／３	親 １／３ ※人数で分割
第３順位 子供と親が共にいなく、**兄弟姉妹**がいる場合	配偶者 ３／４	兄弟姉妹 １／４ ※人数で分割

メモ

- 配偶者は常に相続人となります。
- 配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。
- 相続人となる子や兄弟姉妹が既に死亡している場合には、その子（被相続人にとっての孫やおい・めい）が相続人となります（「代襲相続」）。
- 兄弟姉妹が相続人となる場合、被相続人と父母の一方が異なる兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の２分の１となります。

遺言書　～きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ～

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にのっとって作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。そのため遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。

どちらにする？　～自筆証書遺言と公正証書遺言～

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の３つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言の違いは次のとおりです。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文（財産目録を除く。）・日付・氏名を自書及び捺印する	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で保管又は法務局に預ける 法務局に預けた場合、 ・長期間適正に保管します ・プライバシーを確保できます	原本は公証役場において厳重に保管される
家庭裁判所の検認	必要 法務局に預けた場合、検認は不要です	不要
メリット	・作成費用があまりかからない ・自筆さえできれば遺言者本人のみで作成できる	・無効な遺言書になりにくい ・紛失や改ざんのおそれがない
その他	・内容に不備があると無効になる可能性がある ・自宅保管の場合紛失や改ざんのおそれがある ・自宅保管の場合相続人に発見されないことがある	・費用が必要 ・証人が必要 法務局に預けた場合、紛失等のおそれがなくなります 法務局に預けた場合、関係相続人等に遺言書保管の事実を通知することができます

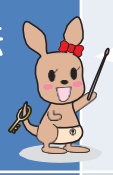

遺言書ほかんガルー

法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！

令和２年７月１０日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する制度、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

制度の概要

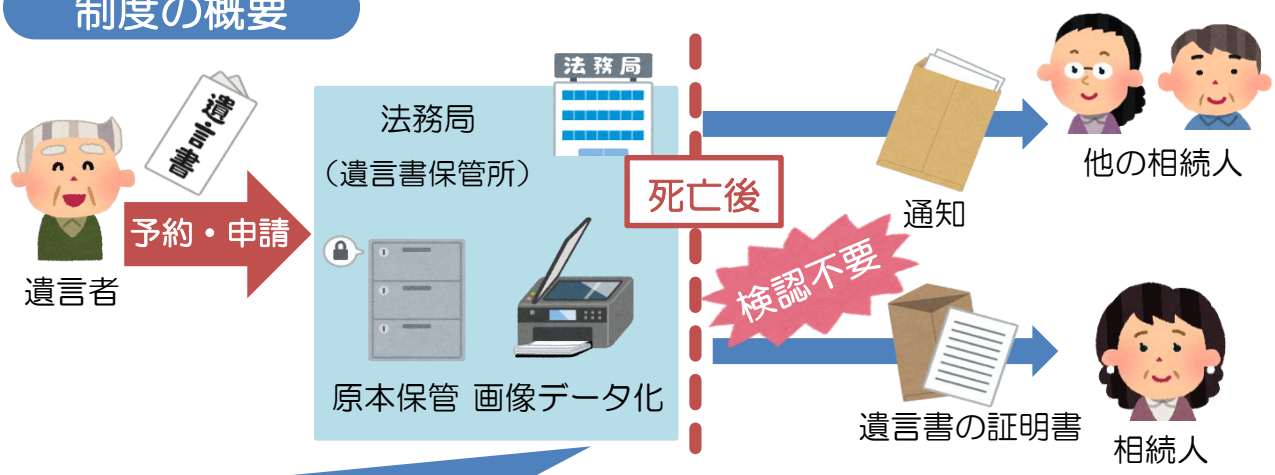

メリットは？？

- 家庭裁判所での検認が不要です！
- 遺言書が紛失・亡失するおそれがなくなります！
- 遺言者の死後、遺言者が指定した相続人等のお一人に遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

相続開始後は？？

- 相続人等は遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧等ができます！
- 相続人等が遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人に通知します！

※法務局では、遺言書の日付や署名・押印等の外形的な確認は行いますが，遺言の内容についての相談はお受けできません。

手数料

遺言書の保管の申請	3,900円
遺言書の閲覧の請求	1,400円（モニターでの閲覧） 1,700円（原本での閲覧）
遺言書情報証明書の交付請求	1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	800円

※1通あたりにかかる手数料

自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務局HPのＱＲコードからご覧ください

遺言書保管　法務局　検索

第４　知れば安心　成年後見制度！

成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々について、本人の権利擁護者を選任し、本人を法律的に支援する制度のことです。

法定後見制度とは？ 任意後見制度とは？

成年後見制度には、**法定**後見制度と**任意**後見制度の２種類があります。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の３つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて、家庭裁判所が適切な成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、選任された成年後見人等については、東京法務局で成年後見の登記（１８ページ参照）がされます。

一方、**任意**後見制度は、本人が十分な判断能力を有するうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や、財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものです。

法定後見制度

既に判断能力が不十分な場合

後見	保佐	補助
判断能力が欠けているのが通常の状態	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分

家庭裁判所に申立て

任意後見制度

将来、判断能力が不十分になったときに備える場合

判断能力があるうちに、任意後見人を選んでおく

公正証書で契約

成年後見制度の利用に必要な費用は？

法定後見制度

申立手数料	800円（注1）
登記手数料	2,600円
その他	連絡用の郵便切手(注2)、鑑定料(注3)、添付書類(注4)の取得に必要な費用　など

(注1) 保佐人や補助人に代理権の付与や同意権に関わる事項を追加する場合、申立てごとに別途800円が必要になります。
(注2) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。
(注3) 本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行う場合があります。鑑定料はほとんどの場合、10万円以下となっています。
(注4) 申立てには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要であり、これらを入手するための費用も別途かかります（必要書類については申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。）。

任意後見制度

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円

(※) このほか、本人らに交付する正本等の証書代や、登記嘱託書郵送用の切手代、任意後見監督人選任の申立て費用等が必要になります。
なお、公正証書に関するお問合せは、公証役場にお願いします。

成年後見登記って？

成年後見登記は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを家庭裁判所、公証役場からの手続（申請嘱託）により、東京法務局後見登録課で登記（登録）するものです。

この登記によって、登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）の交付を受けることができ、この証明書によって、自分が後見人であるという事実や、反対に、ある人に後見人がついていない事実を証明することができます。

家庭裁判所

法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判、任意後見監督人の選任の審判

登記の嘱託

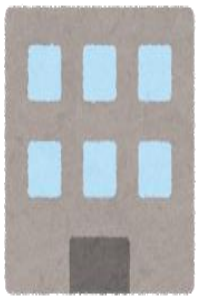

東京法務局

登記事項の証明書の交付請求

本人・成年後見人・任意後見人・本人の配偶者・四親等内の親族など（※）の方

東京法務局以外の法務局
・地方法務局（戸籍課）

公証人

任意後見契約の公正証書を作成

登記の嘱託

法定後見の登記
任意後見の登記

登記されていないことの証明書の交付請求

法定後見・任意後見を受けていない方

本人・成年後見人・任意後見人・本人の配偶者・本人の親族などの利害関係人など（※）の方

※このほか、保佐人・補助人・成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人・任意後見受任者・任意後見監督人など

登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を取るには？

必要書類

- 申請書（最寄りの法務局または法務省のHPからお取り寄せください。）
- 本人確認書類（免許証・保険証など）
- 委任状（委任による代理人からの請求の場合）
- 戸籍謄抄本・住民票（親族からの請求の場合）

手数料

- 登記事項の証明書
  １通につき５５０円
- 登記されてないことの証明書
  １通につき３００円

請求先

○窓口
・東京法務局民事行政部後見登録課
・全国の法務局・地方法務局戸籍課

○郵送
〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課

郵送での請求は東京法務局のみでの取扱いになります

成年後見制度の詳細は、法務局HPのＱＲコードからご覧ください

成年後見　法務局　検索

第５　財産を家族や親族に信託するには？

家族信託とは、自分の財産（不動産・預貯金・有価証券等）を、信頼できる家族や相手に託し、特定の人のために、あらかじめ定めた信託目的に従って、管理・処分・承継する財産管理手法です。

本人が、認知症などにより判断能力が低下した場合にも、家族信託の目的に応じて、本人の財産を柔軟に活用することができます。

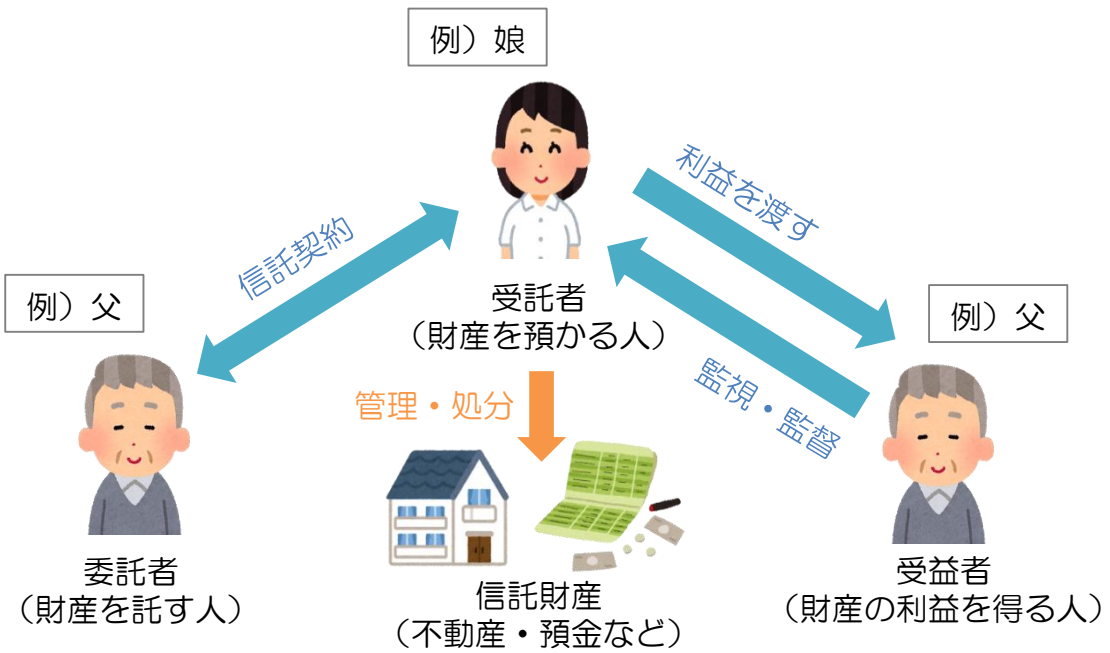

第６　世の中、高齢化で何が変わるの？

配偶者居住権ってどんな制度？

令和2年４月1日、民法改正（平成30年７月成立）によって創設された「配偶者居住権」が施行されました。

これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、終身又は一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住することができるようになりました。

次ページの事例は、夫が亡くなり、妻と子１人で遺産分割する場合の配偶者居住権のイメージです。

参考イメージ

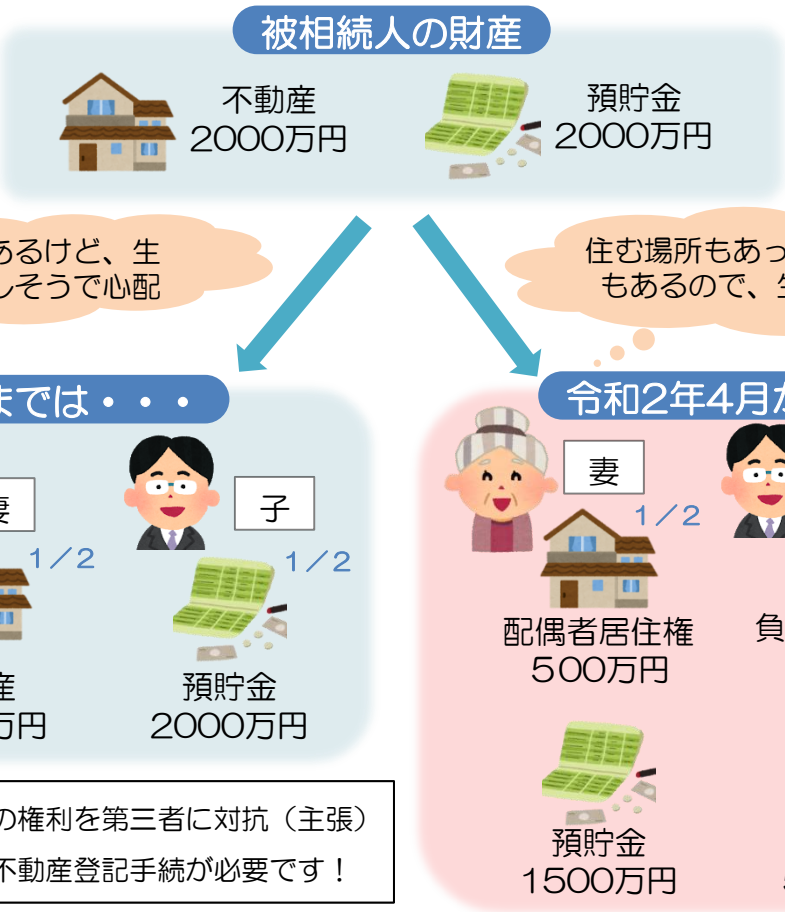

※配偶者居住権の権利を第三者に対抗（主張）するためには、不動産登記手続が必要です！

居住用不動産贈与等の優遇措置ってどんな制度？

令和元年７月１日以降、婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産の遺贈や贈与がされた場合については、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることになりました。

どう変わったの？

従来、居住用不動産の生前贈与があった場合、財産の先渡しがあったものとして、生前贈与分を含めて遺産分割を行うこととしていました。

改正後は生前贈与分を除いて遺産分割を行うことができるようになり、配偶者は、より多くの財産を取得することができるようになりました。

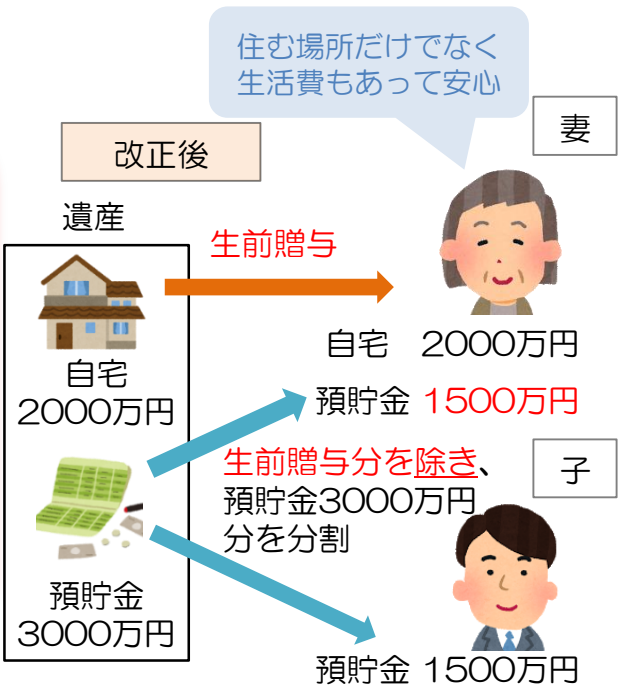

第７　どこに相談したらいいの？

「未来につなぐ　わたしの相続ノート」でご紹介した内容について、ご不明な点がありましたら、鳥取地方法務局の次の連絡先にお問合せください。

●鳥取地方法務局のお問合せ先

	相続登記・法定相続情報証明	自筆証書遺言書保管制度	成年後見制度	所在
本局	○（登記部門）	○（供託課）	○（戸籍課）	〒680-0011 鳥取市東町2丁目302 TEL 0857-22-2191（代表）
倉吉支局	○	○	―	〒682-0816 倉吉市駄経寺町2丁目15 TEL 0858-22-4108（代表）
米子支局	○（登記部門）	○（総務課）	―	〒683-0845 米子市旗ヶ崎2丁目10-12 TEL 0859-22-6161（代表）

●鳥取地方法務局以外のお問合せ先

	相談内容	所在
鳥取公証人合同役場	公正証書遺言・任意後見等に関する相談	〒680-0845 鳥取市富安２丁目１５９ TEL 0857-24-3030
倉吉公証役場		〒682-0816 倉吉市駄経寺町２-１５-１ TEL 0858-22-0437
米子公証役場		〒683-0823 米子市加茂町２丁目１１３ TEL 0859-32-3399

	相談内容	所在
鳥取県司法書士会	相続登記・遺言・相続放棄・成年後見・民事信託等に関する相談	〒680-0022 鳥取市西町1丁目314-1 TEL 0857-24-7013
鳥取県土地家屋調査士会	相続に際して土地の境界や建物の変更・滅失登記等に関する相談	〒680-0022 鳥取市西町1丁目314-1 TEL 0857-22-7038

memo

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心なくらし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる

相続登記がさまざまなトラブルを防止します！

未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続に関する登記についてのご相談は

鳥取県司法書士会	鳥取地方法務局	鳥取県土地家屋調査士会

人権啓発キャッチコピー　　人権イメージキャラクター

～人権啓発キャッチコピー～

「誰か」のこと じゃない。

人権イメージキャラクター
人KENまもる君

人KENおゆみちゃん

人権擁護委員はあなたの街の相談パートナーです。

いじめ，差別，虐待，セクハラ，配偶者やパートナーからの暴力，近隣間の騒音，
その他人権に関わる問題で悩みごとがあれば，お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番
0570-003-110（ゼロ ゼロ みんなの ひゃくとおばん）

子どもの人権110番（通話料無料）
0120-007-110（ぜろ ぜろ ななの ひゃくとおばん）

女性の人権ホットライン
0570-070-810（ゼロ ナナ ゼロ のハートライン）

外国語人権相談ダイヤル
(Foreign-language Human Rights Hotline)
0570-090-911

インターネット人権相談受付窓口
パソコン・スマホ・携帯電話共通
インターネット人権相談 検索
SOS-eメール
http://www.jinken.go.jp/

鳥取地方法務局・鳥取県人権擁護委員連合会